

第 3 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 1 年 2 月 1 4 日 (木)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 申 し 合 わ せ 事 項 7 1、1 0 7 の 改 正 に つ い て

改正後	改正前
(発言の場所) 7 1 <u>代表質問における一括質問、議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、代表質問における再質問及び一般質問は質問者席で行う。ただし、代表質問における市長の総括的答弁は登壇して行う。</u>	(発言の場所) 7 1 議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、 <u>一般質問及び代表質問は質問者席で行う。ただし、代表質問における市長の総括的答弁は登壇して行う。</u>
(会期中の常任委員会の開催) 1 0 7 <u>会期中の常任委員会は、1日につき2委員会まで同時開催できる。</u>	(会期中の常任委員会の開催) 1 0 7 <u>会期中の常任委員会の開催は、原則として1日1委員会とする。</u>

2 平成 3 1 年 第 1 回 (3 月) 定 例 会 に 関 する 事 項 に つ い て . . . **資 料 1**

(1) 会期案について

2 月 2 0 日 (水) から 3 月 2 5 日 (月) までの 3 4 日 間

(2) 所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会からの所管事務調査報告を初日の 2 月 2 0 日 に行う。

(3) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により行う。

(4) 人事案件について

申し合わせ事項 6 2 により行う。

(5) 代表質問について . . . **資 料 2**

(6) 議事日程案について . . . **資 料 3**

(7) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料4

- ・学校図書館図書整備等5か年計画に基づく学校図書館への新聞配備のお願い
- ・全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地域協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書
- ・奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- ・陳情書

3 その他

(1) 全員協議会の開催日

- ・2月15日（金）本会議終了後 議運決定事項

(2) 議会運営委員会の開催日

- ・2月21日（木）午後1時

(3) 市議会モニターの意見について・・・資料5

平成 3 1 年第 1 回（3 月）定例会議案名

1 市長提出議案（46 件）

平成 3 0 年度関係（12 件）

○一般会計予算決算常任委員会関係（1 件）

- (1) 議案第 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）について（財政）

○民生福祉常任委員会関係（4 件）

- (1) 議案第 4 号 平成 3 0 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について（国保）
- (2) 議案第 5 号 平成 3 0 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について（高齢）
- (3) 議案第 6 号 平成 3 0 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について（国保）
- (4) 議案第 9 号 平成 3 0 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）について（病院）

○産業建設常任委員会関係（5 件）

- (1) 議案第 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）について（都市）
- (2) 議案第 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について（下水）
- (3) 議案第 8 号 平成 3 0 年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）について（下水）
- (4) 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 2 回）について（水道）
- (5) 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）について（水道）

○人事案件（１件）

- (1) 同意第１号 山陽小野田市公平委員会の委員の選任について（人事）

○報告案件（１件）

- (1) 報告第１号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について（大学）

平成３１年度関係（３４件）

○一般会計予算決算常任委員会関係（１件）

- (1) 議案第１２号 平成３１年度山陽小野田市一般会計予算について（財政）

○総務文教常任委員会関係（８件）

- (1) 議案第２３号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（人事／文化／農委）
- (2) 議案第２４号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（財政／文化／市民生活／環境／社会福祉／健康／商工／農林／土木／都市／地域／教育総務／社会教育）
- (3) 議案第２５号 山陽小野田市民館条例の一部を改正する条例の制定について（シティ）
- (4) 議案第２６号 山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について（文化）
- (5) 議案第２７号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について（スポーツ）
- (6) 議案第４１号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（総務）
- (7) 議案第４２号 山口県市町総合事務組合の財産処分について（総務）
- (8) 議案第４５号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

(人事)

○民生福祉常任委員会関係 (14件)

- (1) 議案第14号 平成31年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第15号 平成31年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第16号 平成31年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第19号 平成31年山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第28号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (環境/都市)
- (6) 議案第29号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第30号 山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (社会福祉)
- (8) 議案第31号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (9) 議案第32号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (10) 議案第33号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (11) 議案第34号 山陽小野田市食育推進会議条例の制定について (健康)
- (12) 議案第37号 山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (病院)
- (13) 議案第43号 財産の無償譲渡について (健康)
- (14) 議案第44号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (市民)

○産業建設常任委員会関係（１１件）

- (1) 議案第１３号 平成３１年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第１７号 平成３１年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について (農林)
- (3) 議案第１８号 平成３１年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)
- (4) 議案第２０号 平成３１年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (5) 議案第２１号 平成３１年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (6) 議案第２２号 平成３１年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)
- (7) 議案第３５号 山陽小野田市中心企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について (農林)
- (8) 議案第３６号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (下水)
- (9) 議案第３８号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (10) 議案第３９号 山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (11) 議案第４０号 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について (水道)

代表質問の実施について

1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

2 実施内容

(1) 実施時期

* 3月定例会のみ

(2) 質問内容 施政方針について

* 通告は「1、平成31年度施政方針について」とする。

* 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

(3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最高6人）

* 最初の一括質問のみ登壇する。

* 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

(4) 質問時間 一人当たり60分以内（一人終了するたびに休憩を挟む）

(5) 質問方式 一括質問方式

(6) 答弁者

* 最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁する。

(7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないこともできる。
- ・ 質問が重複しないように出来る限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおり実施する。

2月21日（木）	午後0時まで	代表質問通告書の提出、抽選
2月22日（金）	午後4時まで	代表質問趣旨書の提出
2月22日（金）	午後4時から	質問者による調整

平成 3 1 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	20	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・常任委員会の所管事務調査報告 ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・報告 1 件を報告 ・平成 30 年度関係議案 10 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・平成 31 年度施政方針及び平成 31 年度関係議案 34 件を一括上程、提案理由の説明
2	21	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問通告締切（正午まで） ・代表質問通告締切（正午まで）
			午後 1 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会
2	22	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
			午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
			午後 4 時		<ul style="list-style-type: none"> ・代表質問趣旨書締切
2	23	土		休 会	
2	24	日		休 会	
2	25	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
2	26	火	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会

2	27	水		休 会	
2	28	木	午前10時	本会議	・代表質問（人）
3	1	金	午後1時	本会議	・一般質問（人）
3	2	土		休 会	
3	3	日		休 会	
3	4	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	5	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	6	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（現年度）
			午後1時	本会議	・付託案件（平成30年度関係）に対する 委員長報告、質疑、討論及び採決 ・平成31年度関係議案に対する質疑、委 員会付託
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	7	木	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
3	8	金	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会
			午前9時30分	委員会	・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会
3	9	土		休 会	
3	10	日		休 会	

3	11	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	12	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
3	13	水		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日
3	14	木		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日
3	15	金		休 会	
3	16	土		休 会	
3	17	日		休 会	
3	18	月		休 会	
3	19	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
3	20	水		休 会	(議事整理のため)
3	21	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・春分の日
3	22	金		休 会	(議事整理のため)
3	23	土		休 会	
3	24	日		休 会	
3	25	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

学校図書館図書整備等 5 か年計画に基づく
学校図書館への新聞配備のお願い

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2017年度からの第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」では、学校図書館への新聞配備に向けた地方財政措置（地方交付税）が、第4次（2012～16年）の75億円から150億円に倍増されました。従来は公立小・中学校1校に1紙分の予算でありましたが、中学校が2紙分に増えたほか、初めて高校分が措置され、4紙分となりました。

特に、高校の学校図書館での配備は初めてです。1校に複数の新聞を配備する背景には、2016年から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことがあります。18、19歳の約240万人が、新たに投票できる権利を手に入れました。若年層は、スマホなどでニュースを検索（閲覧）することが大半ですが、知らず知らずのうちに、自分にとって興味がある出来事や同じ意見の記事に目が行きがちです。しかし、複数の新聞を読み比べることで、多種多様な意見や考えた方に触れ、公正な判断力を養うことが出来ます。民主主義がきちんと機能するには、質の高い情報が得られるようにしておかなければなりません。文部科学省は現在の学習指導要領から、各校種で「新聞」を指導すべき内容として明確に位置付け、多くの教科に盛り込まれました。2020年大学入試改革では、記述式の問題が増えるなど、論理的思考力や表現力、読解力を養う必要性が迫られています。

私たち日本新聞協会加盟社は、全世界80か国以上で実施されているNIE (Newspaper in Education) = 「エヌ・アイ・イー」と読み、学校などで新聞を教材として活用することです。を通じ、教育現場での新聞活用を、日々推進しています。この度、各発行本社の西部管内五社（朝日新聞西部本社 中国新聞社 西日本新聞社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社）で、NIEを通じて「明日の教育」「将来の人材育成」に更に貢献していく旨の協議を行いました。

各自治体の首長（各県・市区町村長）ならびに議会の皆様、第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の趣旨のもと、図書館をはじめとする教育現場への新聞配備の財政措置、また関係セクションへのご指導を頂きます様、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

2018年12月吉日

朝日新聞西部本社	執行役員西部本社代表	橋本仁
中国新聞社	代表取締役社長	岡谷義則
西日本新聞社	代表取締役社長	柴田建哉
毎日新聞西部本社	取締役西部本社代表	岩松城
読売新聞西部本社	代表取締役社長	中井一平

(問い合わせ先) 新聞公正取引協議会 北福・筑豊支部事務局

福岡市中央区天神4-7-18

電話番号092-771-5088



2019年 1月 20日

陳 情 書

山陽小野田市議会
議長

小野 泰様

陳情者
日米地位協定を見直す会 共同代表 難波 希美子
大阪府豊能郡能勢町稲地128-3 090-5040-1118

件名

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書

要旨

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項(資料1)に「米側は、わが国の施政下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米側の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言(資料2)を発表しました。

この提言が、実現できるように、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考えます。

陳情事項

山陽小野田市議会 は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求める



意見書案

衆議院議長 大島 理森様
参議院議長 伊達 忠一様
内閣総理大臣 安倍 晋三様

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項(資料1)に「米側は、わが国の施政下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められている・・・わが国が米側の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言(資料2)を発表しました。

そこで 山陽小野田市議会 は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること
2. 国は地方自治の権限を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰

日米地位協定の考え方(補足版)第二条 1 項

一 施設・区域の提供

1 第二条 1 項 (a) は、米側は、安保条約第六条に基づき日本国内の施設・区域の使用を許されること及び個々の施設・区域に関する協定は、合同委員会を通じて日米両政府が締結しなければならないことを定めている（第一文及び第二文）が、このことは、次の二つのことを意味している。第一に、米側は、わが国の施政下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められていることである。第二に、施設・区域の提供は、一件ごとにわが国の同意によることとされており、従って、わが国は施設・区域の提供に関する米側の個々の要求のすべてに応ずる義務を有してはいないことである。地位協定が個々の施設・区域の提供をわが国の個別の同意によらしめていることは、安保条約第六条の施設・区域の提供目的に合致した米側の提供要求をわが国が合理的な理由なしに拒否しうることを意味するものではない。特定の施設・区域の要否は、本来は、安保条約の目的、その時の国際情勢及び当該施設・区域の機能を総合して判断されるべきものであろうが、かかる判断を個々の施設・区域について行なうことは実際問題として困難である。むしろ、安保条約は、かかる判断については、日米間に基本的な意見の一致があることを前提として成り立っていると理解すべきである。（注 10）

（注 10）かかる判断について、常に日米間に意見の不一致がありうるとすれば、単に施設・区域の円滑な提供は不可能であるばかりでなく、わが国が自国の安全保障を米国に依存することの妥当性自体が否定されることとなろう。

以上にも拘らず個々の施設・区域の提供につき米側がわが国の同意を必要とするのは、場合によっては、関係地域の地方的特殊事情等（例えば、適当な土地の欠除、環境保全のための特別な要請の存在、その他施設・区域の提供が当該地域に与える社会・経済的影響、日本側の財政負担との関係等）により、現実に提供が困難なことがありうるからであって、かかる事情が存在しない場合にもわが国が米側の提供要求に同意しないことは安保条約において予想されていないと考えるべきである。（注 11）

（注 11）このような考え方からすれば、例えば北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる。

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
 - 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
 - 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること
- また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日

全国知事会

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で
順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書



～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室谷 悠 浩

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-1-1
Tel: 0798-22-4190 Fax: 0798-22-4190

私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

<陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森造り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。



<森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

(1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上3分の1の**放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業**に使ってください。(当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です)

(2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。

平成31年2月13日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

まちづくり会議 Mirai

代表 塩 原



陳 情 書

私たちまちづくり会議 Mirai は2017年10月来、山陽小野田市地方卸売市場（以下市場という）の問題に着目し様々な取り組みをしてまいりました。

市場の問題は私たち市民運動にとどまらず、議会の審議を通じて、また行政におきましても共通した課題と認識され、行政の主体的な取り組みにより原因究明に大きく近づいている状況であると認識しております。

市場の中心問題は、この市場の運営会社である小野田中央青果株式会社（以下会社）の問題です。この会社には市場創設以来今日まで1億数千万円もの市民の税金が継ぎこまれおり、単純な一民間会社の問題ではなく市民の問題でもあります。その全容解明と進むべき方向は行政だけに委ねるべきものではなく、市政全体の課題でもあると捉えております。

しかしながら市民の力は弱く、私たち市民の代表である議会の果たすべき役割に私たちは期待するところです。

つきましては、市議会が市場問題に関して精査・解明に取り組んでいただきたく、下記について陳情いたします。

記

1、卸売市場には本来「生産者と小売店を結ぶ仲立ち役」を担う機能と役割がありますが、現在は既にこの市場機能を大きく喪失しているといわざるを得ません。

本来の市場正常化のためにも、市場の現状について徹底した原因究明を行うこと。

1、この間、中央青果（株）による様々な条例違反行為が行われてきましたが、行政による「業務改善」など適切な対応措置が取られてきませんでした。市場の運営会社である中央青果（株）社長の責任は重大であり、市議会が社長の参考人招致も含めて事態の解明に努力すること。

1、昨年10月、中央青果（株）役員会が会計帳簿の精査を税理事務所に委託して行うことを決定し、近日中に最終報告が行われる予定です。第三セクターである中央青果（株）の経営問題は単なる一民間会社の問題ではなく、大きく市政に関わる社会問題であり、これまでも決算書等が市議会に提出されてきました。また国も「第三セクターに対する適切な関与の確保及び議会に対する経営状況等に関する積極的な情報提供（説明責任）を果たす」ために地方自治法施行令第152条1項3号の規定を新たに設けました。

市議会がこのような中央青果（株）の資料提出等を強く求めること。



モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>< 9月議会一般質問を傍聴して ></p> <p>1、9月14日一般質問を傍聴しました。 気がついたいくつかの点について意見を述べます。</p> <p>(1) 一般質問は市政全般について質問ができるだけでなく、議員にとっては政策論議を行える大きなチャンスでもあります。 しかし、森山議員に対する執行側の答弁は、最初から最後までその殆どを経済部次長が答弁にたちました。これは議会として如何なものでしょうか。一般質問の意味について考えなければならない事例だと思いました。一般質問の答弁に市長が立たないのは山陽小野田市議会の悪しき慣行となっています。他の市議会では考えられません。</p> <p>(2) 市長が答弁に立たない最悪の事態は、市政の重点施策に対して「その変更を迫るような」政策論議にならないし、市長の政治姿勢を質すことにならないからです。事務方のトップである部長が答弁に立っても基本的には同じです。部次長とのやり取りは、どうしても細々とした「窓口質問」に陥りがちです。どうしてもそのような質疑がしたいのであれば、それこそ「決算委員会」等で十分行えるはずですが、 一般質問は全く意味が違うのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 執行部の側にも大きな誤解があるようです。本来は一般質問は市長と議員の政策論議の場ですから、部次長などの事務方の本来の役割は市長答弁の補足的なものに過ぎません。百歩譲って部次長が市長に代わって答弁をすとしても、それは市長から委任をされて答弁をしているのであって、市長の答弁と同じなのです。当然、部次長が自身の「持論」など言えるはずがありません。もちろん市長の政治姿勢などについて「代弁」できるはずもありません。</p> <p>(4) 森山議員は最後に何回も市長に答弁を求めましたが、藤田市長は全く無視を通しました。このような一般質問に対する悪しき慣行は、傍聴している市民にとっても異様に映ります。自分たちが選んだ議員が市長から無視され、軽く見られているとしか映りません。このような悪しき慣行は議会側からも積極的に改善策を提起する必要があるのではありませんか。</p>	<p>一般質問は、市政の重点施策について市長に政策変更を促すものではなくてはなりません。そのためには議員側の資質を向上させることに加えて、市長側も特に重要な案件や自身の政治姿勢について答えていくことが必要であると考えます。12月定例会では御指摘のような事態は生じていませんが、今後も必要に応じて議長の議事整理権を行使してもらいます。併せて、このような意見があったことを執行部に対して申し添えます。</p>

2、傍聴席及び傍聴規則について述べます。

(1) 当日の傍聴者にはお年寄りも少なからずおられ、傍聴席に上がる急な階段と手すりをひどく上がり辛そうにしています。これでは「誰でも気軽に傍聴にお出で下さい」などとは言えません。一方、身障者用の傍聴席が設置されていますが、この活用がほとんどされていません。だったら階段を上がるのが辛いお年寄りなどを、この身障者用の傍聴席に座ってもらうのもひとつの方法ではありませんか。（ただ現状の身障者用傍聴席に座ることは勇気がいると思いますので、若干の改善策が必要だとは思いますが…）

(2) 議会の傍聴には受付票の記入が義務付けられています。市議会傍聴規則第3条には「会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票に記入しなければならない」と書かれています。しかし、現在少なくない議会でこの傍聴規則の見直しが行われ、傍聴人受付票を廃止する動きが広がっています。

それは「何人も議会の傍聴する権利がある」こと、市の個人情報保護条例第2条（1）では個人情報とは「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう」として 氏名、生年月日等をあげつつ、第5条では「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」と規定し、傍聴希望者に住所、氏名等を書かせるのであれば、書かせる目的を明確にしなければならないことになっています。つまり単なる便宜上の都合だけで個人情報を収集することは条例違反となるのではありませんか。

傍聴人受付票は廃止すべきだと思いますが如何でしょうか。

(3) 市議会傍聴規則第10条で「傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない」と書かれています。この係員とは誰を指しているのでしょうか。少なくとも一般質問等の行われる本会議場には、身障者傍聴席への案内など含め、傍聴席入口に議会事務局職員を配置して、丁寧な案内をする必要があるのではありませんか。

身障者以外の方も利用していただく方向で傍聴規則を改正すると共に、傍聴席の整備や定員オーバーした場合の対応などについて検討します。

傍聴人受付票の廃止については意見が分かれています。メリットとデメリットを勘案しながら、取扱いについて再度協議をします。なお、傍聴人に氏名等を記入してもらうことは、傍聴人の取締りを目的とした個人情報の収集であり、条例違反とは考えていません。

ここでいう係員とは議会事務局の職員を指しています。その数は条例で7人と決まっており、傍聴席入り口に職員を常時配置することは難しいと考えます。

平成30年9月19日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニターとしての意見</p> <p>1、第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。</p> <p>審査及び審議については原則公開とされており、提出者も知りえる手段を有するが、議会改革先進市である山陽小野田市議会としては、きめ細やかにより丁寧な対応が望まれると考える。 議会基本条例第20条の請願及び陳情が議会において取り上げられた場合においては、審議結果をその提出者に通知することが、開かれた議会であると考えがいかがか。</p> <p>2、第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。</p> <p>議会基本条例第34条1項における、議運での2年ごと検証について、どのような検証がなされたか見えてこない。検証年月、検証内容の具体的説明を求める。</p> <p>3、上記2による検証が行われていない場合、条例違反になると考えるがいかがか。また、条例違反に対しての罰則規定が定められていないが、本条例がザル法となってしまうのではないかと考えるが、議会としての考えを問う。</p>	<p>今後は請願のみならず、委員会等で審議された陳情についてもその結果を提出者に通知します。</p> <p>前回の検証は平成29年度に行なっており、9月に条例の一部改正をしています。その際には、全議員に条例の達成度に関するアンケートをとっています。</p> <p>本条例に罰則を設ける考えはありませんが、御指摘のようなことがないように条例を遵守してまいります。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニターからの意見 3 <二元代表制と議会の役割> 憲法に基づき、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制が取られています。市長（執行部）が議案を提出し議会が審査をして可決されれば市長により執行されます。議会は否決して再提案させることも修正することも出来ます。 市を代表するのは市長ですが予算を含む議案提案権はあっても最終決定権は議会の議決であることは非常に重大なことです。 しかし、多くの自治体にも与党があり市長提案の議案なら全て賛成する考えの議員がおられるようです。また、そのことで可決に自信があるのか、山陽小野田市の執行部が議会を二元代表制の相手方として重視しているとは考えられない事態が続いています。 山口東京理科大学の大幅で度々の追加工事をはじめ市立病院の赤字体質の是正や救急体制の充実も進まず、保育園統廃合の手続き、青果市場管理の是正に関しても執行部の安易な提案に対して議会が市民の立場で本気で考え行動したとは思えません。事務局を持ち資料提出、現地調査等々、議会の権限と行動の条件は市民とは違った特別なものがあり、だからこそ住民から付託された議員の責任と役割は重大です。 たとえ政治信条は市長に近くても執行部をしっかりチェックするのが議会の役割です。更に議会のチェックが弱いと執行部は努力する必要もなく行政の質は高まるどころか低下します。 議員の一人一人が市民の付託を重く受け止めて議会の機能を発揮してください。住民から信頼される議員・議会になってください。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>モニターからの意見 4 <本会議での答弁者について> 本会議の運営についての意見です。 一般質問など市長も出席している本会議での質問に対して市長本人が答弁せずに部長が答弁しています。市長と市議会とは対等なのですから市長自らが答弁すべきです。 もちろん数字の問題等、具体的な質問で市長が答弁出来ないものについては担当部長が補佐的に答弁することになるでしょう。時には部長が在席していても次長が答弁することもあるなど驚くばかりです。 長い間の慣習なのでしょうが市長と議会の二元代表制、市長と議会是对等なのですから本会議場での対応は重要です。 とりわけ、議場内の進行は議長の権限・責任のはずです。議会の役割を適切に発揮するためにも良くない慣習は直ちに是正すべきだと思います。</p>	<p>一般質問は、市政の重点施策について市長に政策変更を促すものではなくてはなりません。そのためには議員側の資質を向上させることに加えて、市長側も特に重要な案件や自身</p>

の政治姿勢について
答えていくことが必
要であると考えま
す。12月定例会で
はご指摘のような事
態は生じていません
が、今後も必要に応
じて議長の議事整理
権を行使してもらい
ます。

平成30年11月27日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニターとしての意見</p> <p>①平成30年8月末までに提出された意見への回答について</p> <p>1) 「広報委員会の編集技術の向上について」の意見に対して「議長を通じて県議長会に提案してもらおう」との答弁でしたが、すでに行われたのでしょうか、或いはいつ行われるのでしょうか。</p> <p>2) 昨年の意見の一般質問に対する質問に対しての答弁に対して、その後の取り組みと成果について説明を求めましたが、「議長や議会運営委員会で改善を求めます」と今後の回答だけ頂きましたが、これまでは取り組んでいないのでしょうか。</p> <p>3) 昨年の意見の議員報酬と政務活動費について、具体的説明を求めましたが、「特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します」との回答でしたが、その後はどうなりましたか。この件についていつまでに一定の結論を出す予定でしょうか。議員任期末まででしょうか。もっと長期の話でしょうか。議員活動を保証する政務活動費のアップは大切です。また、議員報酬アップは若い子育て世代の皆さんや女性活躍の場として生活の保障を欠いて議会の発展は無く必須事項であると考えますがいかがでしょうか。 行政に報酬審がありその整合性が問われる難しい面があることは承知の上での意見ですので、その時期について具体的にお答えください。</p> <p>4) 昨年の意見の「公務における子育て支援策」について、「これから検討してまいります」との回答でしたが、どの委員会が担当しいつまでに結論を出す予定でしょうか。</p>	<p>}</p> <p>広報特別委員会</p> <p>これまでも質問力研修を実施し、新人議員に対しても一般質問の在り方に関する資料を配布するなどして情報の共有を図っています。</p> <p>具体的な時期を示すことはできませんが、報酬等に関する附属機関を置くのかあるいは特別委員会で対応するのかを協議し、何らかの形で報酬等について議論してまいります。</p> <p>そもそも議論する必要があるのかということも含めて考えていきたいと思えます。</p>

②意見交換会開催について

平成30年3月29日のモニターから意見に対し、「議会の考えと対応」で「随時意見交換会を開催」とありますが、随時とは年1回ですか？何回でしょうか？もしくは「随時」という言葉の解釈からして年4回以上と常識的に捉えてよいでしょうか。

} 広聴特別委員会